

## 町職員の給与等を公表します！

町職員の給与は、国や地方公共団体、民間企業の給与等を考慮し、町議会の議決を経て、条例で定められています。町政に対してより一層のご理解をいただくため、町職員の給与・職員数の概要をお知らせします。詳細は、町公式ホームページをご覧ください。

### 人件費の状況(令和4年度決算—一般会計と特別会計を含む)

職員数	給料	職員手当	共済費	総合事務組合負担金	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
275人	925,185	495,422	279,386	125,670	1,825,663

### 一般行政職の平均給料月額等(令和5年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
290,820円	363,396円	39.8歳

### 一般行政職の初任給(令和5年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額	185,200円	169,800円	158,900円

### 一般行政職の経験年数別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満
大学卒	265,208円	347,738円

### 特別職の報酬等(令和5年4月1日現在)

区分	報酬(給料)月額	期末手当
町長	756,000円	年間4.40月分
副町長	644,000円	
教育長	604,000円	
議長	310,000円	
副議長	254,000円	
委員長	239,000円	
議員	232,000円	

### 級別職員数(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	主幹	主幹	課長局長
事務職	31人	50人	90人	29人	38人	3人	21人
構成比	11.8%	19.1%	34.4%	11.1%	14.5%	1.1%	8.0%
技能職	2人	3人					
構成比	40.0%	60.0%					

### 主な職員手当(令和5年4月1日現在)

◆ 毎月支給		
扶養手当	配偶者・父母等	6,500円
	子	10,000円
	子(15歳～22歳)	15,000円
住居手当	借家の場合の支給限度額	28,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額
	交通用具(自動車等)利用者	距離に応じた定額

◆ 臨時に支給		
期末・勤勉手当	民間企業のボーナスに相当	年間4.40月分
退職手当	埼玉県市町村総合事務組合『市町村職員退職手当条例』により支給	最高限度 47.709月分

### 部門別職員数(単位：人 ▲:マイナス)(令和5年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	
	令和4年	令和5年		
一般行政部門	議会	4	4	0
	総務・企画	48	49	1
	税務	18	18	0
	民生	66	66	0
	衛生	23	23	0
	農林水産	10	9	▲1
	商工	16	16	0
	土木	25	25	0
	小計	210	210	0
	特別行政部門	教育	32	31
小計	32	31	▲1	
公営企業等会計部門	水道	12	13	1
	下水道	5	5	0
	その他	8	8	0
	小計	25	26	1
合計	267	267	0	

ラスパイレス指数		職員1人当たりの人口	
令和4年度	97.5	令和5年度	120人

※地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員構成が国と同一であると仮定して算出し、国の平均給料額を100とした場合の地方公共団体の平均給料額の比率

※令和5年4月1日現在の  
①総人口÷②職員数で算出  
(①32,106人÷②267人)

## ご利用ください！ 高校生等に対する修学資金給与制度

町では、町内在住、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校等での修学が困難な方を対象に、修学に要する資金の一部を給与します。

- ▶対象/次のいずれにも該当する方
- ①生年月日が平成17年4月2日以降
  - ②令和3年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に入学し在学中で、在学期間が3年以内
  - ③町内に引き続き6カ月以上居住
  - ④正規の修業年限の勉学に耐えられる性行の善良な者で、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生等



### あなたの気づきは、子どもの希望 11月は児童虐待防止推進月間です！

令和5年度「児童虐待防止推進月間」標語 最優秀作品

あなたしか  
気づいてないかも  
そのサイン

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。「児童虐待かも?」と思ったら、すぐにお電話ください。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。連絡は匿名で行うこともでき、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

#### ○児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189(いちはやく)  
24時間365日対応 通話料無料

#### ○熊谷児童相談所

☎521・4152  
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前8時30分～午後6時15分

#### ○子どもスマイルネット

(埼玉県子どもの権利擁護委員会)  
☎048・822・7007  
毎日(祝日、年末年始を除く)  
午前10時30分～午後6時



☎子育て支援課(☎581・2121内線204)

#### 対象となる世帯の例

- 生活保護受給世帯
  - 『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯
  - 町民税が非課税の世帯
  - 『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯
  - 家計が急変した世帯
- ※このほかにも給与を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

▶修学資金の額/月額 **5,000円**

▶申請方法等/次の書類を教育総務課へ提出してください。

- ①修学資金給与申請書
- ②在学等証明書(町で定めた様式のもの)
- ③経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し等

#### 認定について

申請は随時受け付けていますが、受付日によって認定月が異なります。

☎教育総務課(☎581・2121内線512)

## ご利用ください！ 就学援助制度

町では、お子さんが町立小・中学校に就学し、経済的な支援を必要とする保護者の方に対して、就学費用の一部を援助しています。就学援助を希望される方は、教育総務課または各小・中学校を通じて申請をしてください。

#### ▶対象

- ①『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯(児童手当ではありませんのでご注意ください)
  - ②令和5年度の町民税が非課税の世帯
  - ③保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯
- ※このほかにも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

#### ▶内容/次の費用の一部

学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、オンライン学習通信費

▶申し込み/随時受け付けています。受付日によって認定する月や援助金額が変わります。

☎教育総務課(☎581・2121内線512)